

中央合同事務所ニュース

2022年春号

新代表就任のご挨拶

このたび、古橋清二の病気療養により、後任として司法書士法人中央合同事務所の代表に就任しました、神谷忠勝です。

私は、平成29年の司法書士試験に合格して、平成30年4月に当事務所で研修を受けさせてもらった事をご縁に、研修終了後そのまま入社しました。

代表としての重責に身が引き締まる思いですが、皆様からのご期待に添えるよう全力で職務に取り組んでいきますので、前任の時と同様にこれからもよろしく願いいたします。

司法書士 神谷 忠勝



副代表就任のご挨拶

私、内納隆治は、平成30年度司法書士試験に合格し、翌5月に司法書士登録をしました。当事務所には、新人研修としてドアをたたいてから居座っています。

私は、東北大学大学院を修了しており、司法書士になる前は、研究者として、顕微鏡を覗いていました。博士号（生命科学）を有した司法書士は類を見ず、理系の思考・論理を駆使することで、代表とは異なった視点から業務を見つめることにしています。

複数の司法書士のいる法人としての利点を生かしてご依頼に応えていきますので、末永くよろしく願いします。

司法書士 内納 隆治



経過報告

一部の方には既に報告しておりますが、私は、本年1月31日にサイレントキラーとまで言われる膵臓癌（ステージ4）の告知を受けました。癌を発症した原因は、過度なストレスと乱れた生活習慣にあると自覚したため、一旦仕事を離れ、2月から豊かな自然の中で療養生活をしております。急な事でしたので十分な引継ぎをすることもできず、皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけしてしまうことになり、申し訳なく思っております。

新代表の神谷、新副代表の内納ともども業務全般を行っていますが、中でも神谷は不動産登記・成年後見を、内納は会社の登記、裁判業務を得意としております。今後ともご指導・ご鞭撻の程、宜しく願いいたします。

さて、私自身は、幸運なことに、病気発覚直後から治療に関する有益な情報に恵まれました。現在は抗がん剤治療を受けながら生活習慣の改善、食事療法等により、数値的にもかなり改善の方向が見えてきました。「治ったよ～」と言って皆様に笑顔で会える日を楽しみにしています。

司法書士 古橋 清二

会社登記・会社法律相談の費用体系の改定について

これまで、会社登記・会社法律相談の報酬は、2008年3月1日に定めた報酬表に基づいて決めさせていただいておりました。この報酬表は、議事録等にご依頼される方が作成し、当事務所では登記申請だけをするを念頭に置いて作成したものでした。しかしながら、度重なる法改正や会社様の様々なニーズにより、登記に至る書類の内容も多様化しており、個別具体的に詳細な法的検討が必要になってきております。また、電子社会の到来により電子文書、電子署名の普及が進んでおり、これらに対しても対応が必要となってきております。そのため、登記に至るまで何回もメールをやりとりして打ち合わせをすることも頻繁にあり、報酬表と実際の業務内容が一致しない状況になっていました。

以上のことから、2022年5月1日以降のご依頼については、登記及びご相談に関する報酬表を改定させていただきました。どうぞ、ご理解の程、宜しくお願いいたします。

ご相談について

最終的に登記に持ち込む過程で生じるご相談の費用については報酬表の登記報酬の範囲に含まれているとご理解いただいております。しかし、登記に直結することがない会社法関連のご相談につきましては、相談料として30分当たり5,000円の相談料が発生します。メールのやり取り等で時間換算が困難な場合には、適宜当事務所で時間換算をさせていただきます。なお、上記のご相談には「契約書のリーガルチェック・作成」は含みません。「契約書のリーガルチェック・作成」をご希望される場合下記のホームページを参照してください。

もしも、必要な時に気軽に相談をしたいということであれば、月額報酬（20,000円～）の範囲で賄うことも可能ですのでご検討ください。

難度加算について

特に複雑で困難な事案について、報酬額の50%を限度として難度加算をさせていただくことがあります。また、解釈が分かれるような事案について意見書を作成する場合や、先例がないため法務局に照会することが必要な場合には、それぞれ1件につき20,000円の報酬を加算させていただきますので、それぞれご了承ください。

ご依頼の流れも変更させていただきました

これまで、電話、メール等をいただくことにより、特に書面による委任契約を交わすことなく業務を進めておりましたが、ご依頼内容の明確化、見積もりの早期提出のため、次の手順によりご依頼を受けることとさせていただきます。ご理解の程、宜しくお願いいたします。

- ① ご依頼をご検討いただく場合は、まず、どのような登記やご相談等をご依頼されるのか、その概要を電話、メール等でお伝えください。
もっとも、この段階では、具体的な書類の作成方法やその内容等のご相談には応じかねます。
- ② お伺いした内容に基づいて見積書を作成しますので、ご依頼の可否をご検討ください。
その際、見積書とともに業務委任状をお送りいたします。
- ③ 見積書、業務委任状の内容に同意される場合には、業務委任状に電子署名のうえメールいただくか、記名押印（代表者又はご担当者）したものを郵送またはPDFファイルでお送りください。
- ④ ③の業務委任状が届き次第、業務に着手いたします。



上記の記事の詳細についてはQRコードからホームページをご覧ください。



2022年5月1日以降の報酬表についてはQRコードからホームページをご覧ください。